明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（独立行政法人国立印刷局債券の種類）

第二十一条　印刷局法施行令第十二条第一項第一号の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　独立行政法人国立印刷局債券（以下「国立印刷局債券」という。）の利率

二　国立印刷局債券の償還の方法及び期限

三　利息支払の方法及び期限

四　国立印刷局債券の債券を発行するときは、その旨

五　印刷局法第十六条第四項の規定による募集国立印刷局債券の発行に関する事務の委託を受ける者を定めたときは、その名称及び住所

（国立印刷局債券原簿の記載事項）

第二十二条　印刷局法施行令第十二条第一項第五号の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　募集国立印刷局債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があったときは、その財産の価額及び給付の日

二　国立印刷局債券の債権者が募集国立印刷局債券と引換えにする金銭の払込みをする債務と印刷局に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

（国立印刷局債券原簿の閲覧権者）

第二十三条　印刷局法施行令第十三条第二項の財務省令で定める者は、国立印刷局債券の債権者とする。

（電磁的記録に記録された国立印刷局債券原簿を表示する方法）

第二十四条　印刷局法施行令第十三条第二項第二号の財務省令で定める方法は、同号に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（償還計画の認可の申請）

第二十五条　［略］

一　［略］

二　国立印刷局債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及び国立印刷局債券の償還の方法及び期限

四　［略］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第二十六条　［略］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第二十七条　［略］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第二十八条　［略］

（通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれのある事項）

第二十九条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

［新設］

［新設］

［新設］

（償還計画の認可の申請）

第十七条　［同上］

一　［同上］

二　独立行政法人国立印刷局債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券の償還の方法及び期限

四　［同上］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十七条の二　［同上］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十八条　［同上］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十九条　［同上］

（通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれのある事項）

第二十条　［同上］